

# 平成23年第14回教育委員会記録

平成23年8月25日（木）

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

日 時 平成23年8月25日(木) 午後2時02分～午後2時29分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 碓之助 職務代理者 宮坂 公夫  
委員 田中 奈那子 委員 對馬 初音  
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 吉田 順之 教育部改革担当長 渡辺 均  
教育委員会事務局参事 田中 哲 庶務課長 北風 進  
学校適正配置担当課長 幸内 正治 社会教育スポーツ課長 植田 敏郎  
済美教育センター一長 玉山 雅夫 済美教育センター副所長 田中 稔  
済美教育センター統括指導主事 飯塚 善行 中央図書館長 本橋 正敏  
中央図書館次長 堀川 直美

事務局職員 法規担当係長 佐野 太一 計画担当係長 東條 正枝  
担当書記 島崎 和也 担当書記 最上 亮

傍聴者数 1名

### 会議に付した事件

#### (議案)

- 議案第57号 杉並区教育委員会規則を左横書き等に改める規則
- 議案第58号 杉並区体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第59号 杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則
- 議案第60号 杉並区立中学校において使用する教科用図書の給与について
- 議案第61号 杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例等の一部を改正する

## 条例

議案第62号 杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例

議案第63号 平成23年度杉並区一般会計補正予算（第2号）

## 報告事項

- (1) 放射性物質を含む稲わらを与えられた可能性のある牛肉の給食食材への使用と今後の対応について
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

## 目 次

議事録署名委員の指名について	4
----------------	---

### 議案審議

議案第57号 杉並区教育委員会規則を左横書き等に改める規則	4
-------------------------------	---

議案第58号 杉並区体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則	5
----------------------------------	---

議案第59号 杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則	5
----------------------------------	---

議案第60号 杉並区立中学校において使用する教科用図書の給与について	6
------------------------------------	---

### 報告事項

(1) 放射性物質を含む稲わらを与えられた可能性のある牛肉の給食食材への使用と今後の対応について	8
--	---

(2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	9
-----------------------------	---

### 議案審議

議案第61号 杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例等の一部を改正する条例	10
---	----

議案第62号 杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例	11
---------------------------------	----

議案第63号 平成23年度杉並区一般会計補正予算（第2号）	12
-------------------------------	----

**委員長** 時間になりましたので、ただいまから平成23年第14回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録署名委員は、宮坂委員にお願いいたします。

それでは本日の議事に入ります。

議事日程はご案内のとおり、議案が7件、報告事項が2件となっております。

日程第5、議案第61号から、日程第7、議案第63号までの議案は、平成23年第3回区議会定例会の提出予定議案で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく区長からの意見聴取案件となっております。

したがいまして、同法律第13条により、これらの議事の審議につきましては、非公開にいたしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** それでは、異議ありませんので、議案第61号から議案第63号までの議案は、会議を非公開とし、報告事項の後に審議を行います。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第1、議案第57号「杉並区教育委員会規則を左横書き等に改める規則」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、議案第57号につきまして、ご説明を申し上げます。

現在の教育委員会規則につきましては、区の条例、規則等が国の法例の形式に倣いまして、縦書きで作成していることから、教育委員会においても縦書きで作成をしているところでございます。先般、区におきまして、区議会議長からの要請を受けまして検討をいたしました結果、議案等の議会関係文章を左横書きに変更することとなり、これに関連しまして、平成23年第2回区議会定例会で、9月1日を施行日とする杉並区条例を左横書き等に改める条例が可決されました。また、規則についても左横書きに改めることとなりました。

これに伴いまして、教育委員会規則につきましても、この規則の施行の際、現に公布された全ての教育委員会規則を左横書き等に改めるものでございます。

規則の概要でございますけれども、第1条は趣旨規定といたしまして、現に公布された全ての教育委員会規則を左横書きに改めること及びこれに伴う用字、用語等の整備につきまして、必要な事項を定めてございます。

第2条は形式でございます。既に左横書きになっている表など一部を除きまして、現に公布された全ての教育委員会規則を左横書きに改めるとともに、配字は現行の縦書きの教育委員会規則

における配字と同様としてございます。

第3条は用字、用語等の整備でございます。固有名詞等の一部のものを除きまして、教育委員会規則中の漢数字をアラビア数字に改める等、左横書きに改めることに伴う必要な字句の整備について定めてございます。

最後に施行期日でございますが、区の条例等にあわせまして、9月1日から施行することとしてございます。

したがいまして、この規則の施行されます9月1日以降の教育委員会の議案等につきましても左横書きに改めさせていただくものとなります。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

**委員長** ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございましょうか。

(「なし」の声)

**委員長** では、異議がないようですので、このまま可決してもよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

**委員長** それでは、異議がありませんから、議案第57号は原案のとおり可決いたしました。

次に日程第2、議案第58号「杉並区体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則」、日程第3、議案第59号「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」、以上2件につきましては、スポーツ基本法の施行に基づく規定の整備ということで、議案を一括上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、議案第58号及び議案第59号につきましてご説明申し上げます。

昭和36年にスポーツ振興法が制定されましたけれども、これを全部を改正いたしましたスポーツ基本法が本年6月24日に公布、8月24日に施行され、改正前の規定による体育指導委員が、改正後のスポーツ基本法の規定によるスポーツ推進委員に改めましたことに伴いまして、所要の規定の整備をするものでございます。

改正の内容でございますけれども、両議案とも体育指導委員という表記をスポーツ推進委員に改めるものでございます。また、議案58号につきましては、スポーツ振興法という表記をスポーツ基本法に改めてございます。最後に施行期日ですが、公布の日から施行することとしてございます。

簡単ですが、以上で説明は終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

**委員長** それでは、ただいまのご説明についてご質問、ご意見、ございましょうか。ありませんか。

(「異議なし」の声)

**委員長** それでは、異議がないようですので、議案第58号及び議案第59号は原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

それでは、その次は日程第4、議案第60号「杉並区立中学校において使用する教科用図書の給与について」を上程し、審議いたします。

済美教育センター副所長から説明をお願いいたします。

**済美教育センター副所長** では私から、議案第60号「杉並区立中学校において使用する教科用図書の給与について」ご説明申し上げます。

なお、ここで使う給与の意味は、生徒に支給する意味の用語として、教科用図書の無償措置に関する法律で使用されているものでございます。8月10日の教育委員会におきまして、平成24年度から平成27年度までの4年間、杉並区立中学校において使用する教科用図書についてご審議いただき、採択されました。

本日は平成24年度杉並区立中学校において使用いたします教科用図書について、学年別にあらわしております資料を配付してございます。本資料につきましては、東京都より示されている手引きに基づき作成されております。

なお、発行者名の前に※印の印があるものは、以前の学年より継続使用する教科書、「－」は当該学年で使用しない教科書、網掛けは今回の採択により24年度より発行者が変更になるものでございます。

この資料に示されている英語以外の教科は、国、都より各学年で給与、使用される教科書が定められております。しかし、資料におきまして、2段で記載されております英語につきましては、採択替えにより、今年度と異なる発行者の教科書を使用することとなった場合、平成24年度に第2学年となる生徒及び第3学年となる生徒については、採択権者の判断により採択変更前の発行者の新版教科書を給与することも可能となっております。

その理由は、英語科は学習指導要領において3学年分の指導内容が一体で示されているにもかかわらず、教科書が学年別に発行されているため、発行者ごとに学年で取り上げる内容等が一部異なっております。

このことにより、採択替えにより発行者を変更した場合、3年間で学ぶべき内容等が抜け落ちてしまう事態が生じることなどが挙げられます。

本区におきましては、次年度、東京書籍から開隆堂出版に採択替えとなっていることから、第2学年、第3学年において、どちらの発行者の教科書を給与するかを本日ご審議いただくものです。

なお、事務局といたしましては、次の2点から平成24年度の第2学年、第3学年におきまして、

現在使用しております東京書籍の新版教科書を給与、使用することをご提案いたします。

まず、1点目の理由は、生徒のつまずきやすい文法の一つである受動態が、開隆堂出版では第2学年、東京書籍では第3学年で取り扱っていることから、今回採択された開隆堂出版が第3学年で給与、使用された場合、第3学年の生徒は受動態を学ぶための単元が掲載されている教科書を手にすることができません。受動態にかかわる授業は取り上げる時間を設定し、副教材等を別に用意して行わなければならないこととなります。

このことから、東京書籍新版教科書の使用が望ましいと考えてございます。2点目の理由は、今回の学習指導要領改訂では、第2学年では第1学年での学習内容、第3学年においては第1学年、第2学年の学習内容を言語活動の中で繰り返し学習することが重視されております。

新版の教科書も現行の教科書との関連性が図られており、繰り返し学習が段階を踏まえ設定してございます。このことから東京書籍出版の給与、使用が望ましいものと考えております。提案理由につきましては、義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律第3条及び第5条の規定により、教科用図書の給与に関し、区立中学校で使用する教科用図書の受領数を報告する必要があるため、ご審議をお願いするものでございます。

議案の朗読は省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

**委員長** ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございましょうか。

私から一つありまして、今、英語の教科書は1年から2年まで一括して出ていて、学年別になっていないので、そういう混乱が起こっているということですか。

**済美教育センター副所長** 今も1年、2年、3年、別々に出ております。

**委員長** 出ていますが、ところが、その開隆堂で2年生、3年生になっているのはどういうことなんでしょうか。

**済美教育センター副所長** 別冊で全部配られているんですが、先ほどご説明させていただきましたとおり、受動態につきましては、開隆堂出版では第2学年で取り上げられている、そういう教科書になっております。新版なんですけれども、東京書籍では第3学年で取り上げることになっておりますので、今、現在、使われている東京書籍、2年生で扱っていますから、3年生で授業をやってしまった時に、そのところが抜け落ちたまま配布されますので、そこが抜けてしまうという意味でご説明させていただきました。

**委員長** それがよくわからないんですが、学習指導要領で学年別に指定されていないということですか。

**済美教育センター副所長** ありません。

**委員長** 3年分一括して指定している。



**済美教育センター副所長** まとめて。

**委員長** 他の教科書では、他の科目ではそういうことはないんですか。

**済美教育センター副所長** 教科によって、学年別で定められているもの、これは通常、個別に1学年、2学年、3学年というふうになっております。教科によっては、1、2、まとめて1つの目標で定められているものがございます。そのようなものは学年別になっていません。分野別になっています。というようなことから、今回、ただし、英語につきましては、一括で示されているにもかかわらず、1学年、2学年、3学年というふうに、今現在も教科用図書が分かれている関係で、教科書会社はその配列をそれぞれ特色をもちまして、配列している状態でございます。そのような理由からでございます。

**委員長** わかりました。

何かご質問、ご意見ございますか。ございませんか。

それでは、このまま採決してもよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** それでは、議案第60号は異議がございませんので、原案のとおり可決いたします。

どうもありがとうございました。

次は、報告事項を先にしますので、報告事項です。

報告事項(1)「放射性物質を含む稲わらを与えられた可能性のある牛肉の給食食材への使用と今後の対応について」の説明を学務課長からお願いいたします。

**庶務課長** 学務課長が公務出張してございますので、庶務課長がかわってご報告させていただきます。

資料をご覧いただきたいと存じます。

「放射性物質を含む稲わらを与えた可能性のある牛肉の給食食材への使用と今後の対応について」でございますが、まず、これまでの経緯でございますけれども、国で放射性物質を含む稲わらを与えた可能性のある牛の個体識別番号の公表を受けまして、7月21日、東京都教育長から、学校給食の食材の確認状況等について調査依頼がございました。区ではこれに基づきまして、1学期に学校給食で使用した牛肉について調査を開始しまして、8月22日までの調査回答から、学校給食におきまして、放射性物質を含む稲わらを与えた可能性のある牛肉を使用したことが判明しました。そのことをご報告をするものでございます。

調査結果でございますが、記載のとおり、小学校2校、中学校2校、計4校で、使用日は4月に2件、6月に2件となっております。また、1人当たりの使用量では、最大で8.9グラムと少量となっております。今回の件につきましては、区の放射線測定等対策部会の専門委員に児

童生徒への健康の影響についてお聞きをしました。この際、1食当たりの量が少ないこと、また、給食として提供したことが1回のみであることから、児童生徒への健康に影響を及ぼすものではないとのご意見をいただいたところでございます。

次に、これまでの対応でございますが、当該学校におきましては、保護者に連絡をし、今回の件についてご説明し、おわびをしつつご理解をいただくとともに、同日、報道機関へ情報提供をいたしまして、ホームページにも掲載をしたところでございます。

最後に、他区の状況でございますけれども、江戸川区を始め3区におきまして、杉並区と同様の調査結果が出ているところでございます。

私からは以上でございます。

**委員長** ただいまのご報告の中で、最大8.9グラムということですがけれども、これによりますと、松ノ木小学校の9グラムが最大になっております。

**庶務課長** 申し訳ございません。9グラムが最大でございます。

**委員長** それで、何か、ただいまのご説明についてご意見、ご質問ございましょうか。  
どうぞ。

**対馬委員** 2学期からの給食対応についてはどうなっていますか。

**庶務課長** 2学期については、現在、国の方で全頭検査してございますので、そんなことはないというふうに考えてございます。

**委員長** 他に何かございますか。

**田中委員** 他の食材なんかに対してはどういう。

**庶務課長** 現在、杉並区におきましては、食材についての放射線測定を行ってございません。9月から使用した食材の産地名の公表について、全校で行う予定にしておりますが、現在のところ、これも検査するとしても事後になってしまうんですけれども、現在のところではまだ検査するという事には至ってございません。

**委員長** よろしゅうございますか。

それではありがとうございました。

次に報告事項(2)杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認についての説明を社会教育スポーツ課長からお願いいたします。

**社会教育スポーツ課長** 私の方からは、平成23年7月分の杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認についてご報告いたします。

資料の方の1ページをご覧ください。7月は合計で24件ございました。うち20件が定例、4件が新規でございます。また、合計24件中、共催が7件、後援が17件でございました。新規の共

催・後援につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、2ページをおあげください。社会教育センターの扱い分でございます。No. 1、共催、どきどきハートによります「思春期を見据えた子育てをする（家庭学級）」でございます。なお、これは社会教育センターとの共催、家庭学級の事業でございます。

続きまして、3ページをご覧ください。庶務課の扱い分でございます。No. 1、後援、和泉グリーンプロジェクトによります「和泉グリーンコンサート2011」でございます。

続きまして、5ページをご覧ください。学務課の扱い分でございます。No. 1、共催、南伊豆健康学園記録映像製作委員会によります「南伊豆健康学園記録映像作品の製作」でございます。

続きまして、6ページをご覧ください。No. 1、後援でございます。子ども未来南相馬・高円寺実行委員会によります「子ども未来南相馬・高円寺」の事業でございます。

私からは以上でございます。

**委員長** ご質問、ご意見ございますか。

（「なし」の声）

**委員長** それでは、ありませんので結構でございます。ありがとうございました。

あとは非公開に入りますので、その前に日程等について庶務課長からお願いいたします。

**庶務課長** それでは、次回の日程でございます。

次回の定例会の日程は、9月14日水曜日午後2時からを予定してございます。よろしくどうぞお願いいたします。

**委員長** どうもありがとうございました。

それでは、この後は非公開になりますので、傍聴の方はご退出をお願いいたします。

（傍聴人 退出）

**委員長** それでは審議を再開いたします。

日程第5、議案第61号「杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例等の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、議案第61号についてご説明を申し上げます。

区では公共施設におきます、指定管理者の選定に当たりまして、施設の目的及び運営内容によって公募要綱におきまして、地方自治法の兼業禁止規定の趣旨を踏まえ、区長及び区議会議員等が役員となっている法人その他の団体等は申請できないこととして、公平、公正な手続の確保に努めてきたところでございます。

この度、区長等が役員となっている法人等は、指定管理者の指定の申請ができないこととする

取り扱い等の根拠を明確にし、指定管理者制度の選定手続に対する透明性及び区民からの信頼性を高めることといたしました。

このことに伴いまして、指定管理者として管理の業務を行うことができない法人等に関する規定を設けるため、関連する9件の条例を条立てで改正することとし、この条例の第8条で杉並区体育施設等に関する条例の一部を、第9条で杉並区立図書館条例の一部を改正することから、この条例案を提出するに当たり、教育委員会に意見聴取がなされたものでございます。

改正の内容でございますが、議案本文、2枚をめくっていただきまして、5ページ目の第8条をご覧ください。杉並区体育施設等に関する条例に、第17条の2として区議会議員、区長、教育委員会の委員等が無限責任社員、取締役等の役員となっている法人等は、指定管理者として、管理の業務を行うことができないことを規定するものです。

なお、区長、教育委員会の委員等につきましては、地方自治法の兼業禁止の規定と同様に、区が資本金等の2分の1以上を出資している法人等を除くこととしてございます。

また、教育委員会の委員等につきましては、委員等のそれぞれの職務に関するものに限り、指定管理者として管理の業務を行うことができないこととするものです。

次の第9条の杉並区立図書館条例につきましても、同様に規定をしてございます。

最後に施行期日ですが、公布の日から施行することとしてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

**委員長** ただいまのご説明について、ご質問、ご意見はございませうか。

ありませんか。

(「なし」の声)

**委員長** それでは、議案第61号を原案のとおり可決してもご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がありませんので、議案第61号は原案のとおり可決いたします。

次に日程第6、議案第62号「杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、議案第62号につきましても説明申し上げます。

区では、体育施設の運営につきまして、指定管理者制度を導入しているところでございます。大宮前体育館の指定管理者の指定期間は、平成24年3月31日をもって満了することとなりますが、当該体育館につきましては、移転改築が予定されており、改築後の運営等は今後検討することとしてございます。このことから、当面業務委託により区が直営運営することといたしました。

このことに伴いまして、大宮前体育館の使用料を定める等の必要があるため、この条例案を提出するに当たり、教育委員会に意見聴取がなされたものでございます。

改正の内容でございますが、議案本文の1ページをご覧ください。記載のとおり、大宮前体育館の使用料は、現在の利用料金と同額としてございます。また、大宮前体育館の利用料金に係る規定を削除する他、体育施設については使用料が適用になる施設と利用料金が適用になる施設の両方があることとなるため、必要な規定整備を行うものです。

最後に附則ですが、施行期日を平成24年4月1日とする他、第2項として大宮前体育館の使用の承認に必要な準備行為の規定を定めてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

**委員長** ただいまのご説明について、ご質問、ご意見、ございましょうか。

(「なし」の声)

**委員長** ございませんか。それでは原案のとおり可決しても、異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

**委員長** それでは、議案第62号につきましては、原案のとおり可決いたしました。どうもありがとうございました。

続きまして、日程第7、第63号「平成23年度杉並区一般会計補正予算(第2号)」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、議案第63号「平成23年度杉並区一般会計補正予算(第2号)」につきまして、ご説明申し上げます。

議案を2枚おめくりいただきまして、3枚目の補正予算概要、1ページをご覧ください。今回の歳入、歳出補正予算は5事業でございます。まず、事務事業名、教育費のうち、1番目の小学校運営管理及び、1つ飛びまして、中学校の運営管理でございますが、あわせて721万5千円の補正を行うものでございます。

内容といたしましては、東日本大震災後の対応としまして、区立小中学校における職員室での情報収集機能の強化を図るため、地上デジタル放送の受信アンテナ設置工事とテレビ受像機の購入にかかる経費を計上するものでございます。

なお、危機管理室防災課の所管ではございますが、震災救援所となります区立小中学校の体育館につきましても、情報収集のため、地上デジタル放送のアンテナ設置工事を総務費に計上してございます。

続きまして、小中一貫校の施設整備、小学校及び中学校でございますが、あわせて3,235万8千

円の補正を行います。

内容でございますが、新泉、和泉地区、小中一貫校の実施設計に係る経費のうち、今年度執行する前払い金を小中学校、それぞれ50%の割合で計上するものでございます。

最後に、大宮前体育館の移転改築でございますが、2億6,900万円の減額補正を行います。内容でございますが、震災の影響により、当初、平成23年7月に着工する予定であったものが、平成24年1月に変更となったため、当該年度に執行する工事前払い金等が減額になるものでございます。なお、当該経費に充当いたします地方債と施設整備基金繰入金も、記載の額で減額をしてございます。

1ページおめくりをいただきまして、教育費予算の総額でございますが、教育費の補正前の額に増額補正分3,957万3千円と減額補正分2億6,900万円を合わせました、総額2億2,942万7千円の減額補正を行った後の、教育費の総額が記載のとおりとなるものでございます。

次に3ページでございますが、債務負担行為の補正でございます。まず追加といたしまして、新泉、和泉地区小中一貫校の施設整備の実施設計に係る後年度負担分を小学校と中学校に分けて、平成24年度までの期間で新たに記載の額を限度として設定をいたします。

また、大宮前体育館の移転改築につきましては、平成25年度までの債務負担行為でございますが、震災の影響により、建設工事の工期変更に伴う後年度負担の増と建設資材の高騰などによる工事費の増により記載の額に変更いたすものでございます。

1枚おめくりいただきまして、最後に地方債の補正でございます。大宮前体育館の移転改築でございますが、歳入、歳出予算でご説明いたしましたとおり、建設工事の工期変更によりまして、今年度執行分の予算を減額することといたしますので、これに伴い、地方債の限度額を2億1千万円減額するものでございます。

以上で議案63号の説明は終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

**委員長** ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございましょうか。

(「なし」の声)

**委員長** このまま可決しても異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

**委員長** それでは、異議がありませんので、議案第63号は原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

それでは、以上で予定されておりました日程をすべて終了いたしました。

庶務課長、先ほど、もう既にご連絡をいただきましたので。

**庶務課長** 特段ございません。

委員長 それでは、本日の会議を閉じます。どうもありがとうございました。